



社援総発0427第1号
平成23年4月27日

各都道府県災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その6）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用については、これまでも貴職宛お願いしているところであるが、以下の点につき御了知願いたい。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1. 仮設風呂等の設置

今般の大震災に際しては、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機を含む）・簡易シャワー・仮設風呂等の設備や備品を整備し、被災者に対する入浴や洗濯の機会確保をお願いしているところであるが、なお入浴や洗濯の機会が不十分な避難所があることも指摘されているところであり、引き続きその整備に努められたい。

2. 入浴施設の利用による入浴の機会の確保

避難所の断水等により、避難所において入浴の機会の確保が困難な場合には、近隣の銭湯等の入浴施設の利用券や送迎用のバスの借り上げ費等の相当な実費についても、避難所設置のための費用として災害救助費等負担金として国庫負担の対象となる。

3. 旅館、ホテル等を利用した避難所への移転

体育館等の公共施設等を利用した避難所生活が長期にわたり、入浴が困難な場合に旅館、ホテル等を利用した避難所に移るときも、災害救助費等負担金として国庫負担の対象となる。

また、避難者が旅館、ホテル等に避難する際、住み慣れない地域への避難についての避難者の不安解消のため、移転先の環境が合わない場合には被災地に戻れるという条件を付した場合でも、遠隔地への避難に係る費用は、災害救助費等負担金として国庫負担の対象となる。